

# 玖波3丁目市有地分譲要領

大竹市は次の市有地を公募抽選により分譲します。  
公募抽選とは、あらかじめ分譲価格を提示して購入希望者を募集し、抽選によって購入者を決定する方法です。

## 1. 分譲物件

所在	地番	登記地目	面積 (実測)	価格	備考
玖波三丁目	50番13	宅地	7.41 m <sup>2</sup>	5,845,020 円	三筆一画地 での分譲
	50番14		105.96 m <sup>2</sup>		
	50番15		126.18 m <sup>2</sup>		

詳細については、別紙物件概要をご覧ください。

## 2. 分譲の資格及び条件

- (1) 土地を自ら必要とされる方であること。
- (2) 分譲代金を期日までに納入できること。
- (3) 土地の共有者は、分譲代金を負担できる方であること。
- (4) 敷地内又は隣接地における電柱、支線等の設置及び敷地上の配線等の通過は拒否しないこと。

## 3. 募集日程

- (1) 申し込み受付期間  
令和2年10月5日(月)から16日(金)まで  
(土・日曜日を除く9時から17時)
- (2) 申し込み受付期間終了後の随時受け付け  
(1)の期間中に申し込みが無かった場合は、令和3年3月31日(水)まで(土・日曜日、祝日、年末年始を除く9時から17時)申し込みの受け付けを延長します。この場合、分譲決定の方法が変わります。

## 4. 申し込み方法

「財産譲受願」に記入・押印のうえ、必要書類を添付して提出してください。  
詳細につきましては、4ページをご覧ください。

## 5. 申し込み場所

大竹市建設部監理課（市役所4階）にて申し込みの受け付けを行います。

## 6. 申し込みの注意事項

- (1) 1世帯（住民票で確認）又は1団体（登記簿で確認）で1件の申し込みになります。
- (2) 郵送、電話、ファクス、インターネットでの申し込みは受け付けておりません。
- (3) 申し込みは、本人又は本人から委任をされた代理人に限ります。
- (4) 申し込みの内容について虚偽の記載があるときは、申し込み及び譲渡の決定を取り消します。
- (5) 現地を十分に確認したうえで、お申し込みください。
- (6) 原則、申し込み後の取り下げは受け付けできません。
- (7) 提出書類の返却はいたしません。

## 7. 分譲決定

- (1) 申し込み受付期間に申込者が1名の場合は、期間終了時点で当選者の資格を有することとなります。複数の申し込みがあった場合は、抽選により決定します。抽選の日程等については、別途お知らせします。
- (2) 申し込み受付期間終了後に随時受け付けを行う場合は、申し込み順により決定します。

## 8. 契約について

- (1) 分譲決定後、指定する期日までに売買契約を締結していただきます。  
この日までに契約が締結できない場合、当選者としての資格を失います。
- (2) 契約に必要な書類等については、分譲決定後にご連絡いたします。

## 9. 支払方法

契約締結後、ただちに分譲代金の10%相当額を内入金として納入していただき、3か月以内に残金を一括して納入していただきます。

## 10. 所有権移転登記

代金完納後、大竹市が囑託により行います。

## 11. 土地の引き渡し

物件概要のと通りの現状引き渡しとします。

## 12. 紛争の解決

境界、日照、排水及び土地の使用目的等に関して問題が起きた場合、相隣関係者間で解決するものとし、原則として大竹市は調停・斡旋は行いません。

## 13. 契約に必要な費用

契約及び所有権移転登記に必要な一切の費用（印紙代や登録免許税等）は、譲受人の負担となります。

## 14. 契約不適合

土地の引き渡し以後、契約の内容に適合しないことが発見された場合においても、原則として大竹市はその責任を負いません。

## 15. 公租公課負担

所有権移転が完了した年の翌年分から賦課される固定資産税等の公租公課は、譲受人の負担となります。

## 16. 解約手数料

譲受人が、債務不履行等の契約違反や不正な行為により取得した場合等、または譲受人の一方的な理由により契約を取り消した場合は、分譲代金の10%相当額を解約手数料としていただきます。内入金を充当することも可能です。

## 17. お問い合わせ先

ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号

大竹市 建設部 監理課 用地係

電話：(0827) 59-2161 (直通)

ファクス：(0827) 57-7149

メール：kanri@city.otake.hiroshima.jp

## 申し込みに必要な書類

申し込み用紙	添付書類	
	個人の場合	法人の場合
財産譲受願 ※共有で申し込みの場合 は、共有者全員の氏名 等を記入し、押印	住民票謄本 ※発行後3か月以内のもの ※共有で申し込みの場合は、共 有者全員のものを出	法人登記事項証明書 (法人登記簿)
	委任状 ※代理人が申請する場合のみ	委任状 ※財産譲受願提出者に対し ての法人名義のもの

※申し込み人の名義で登記を行いますので、申し込み人の記入は十分に考慮してください。

所在図（遠景）



所在図（近景）

